

令和7年度第2回

音更町地域公共交通活性化協議会

議案（書面開催）

○議題

議案第1号 音更町地域公共交通計画の令和6年度の進捗状況
について

報告第1号 音更町コミュニティバスのルート・ダイヤ等見直し後の
進捗状況について

報告第2号 帯広圏広域公共交通事業について

音更町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

令和7年6月現在

所 属	職 名	氏 名	備 考
十勝バス株式会社	運輸営業部長	吉田 昌人	
北海道拓殖バス株式会社	業務部長	小森 明仁	
音更タクシー有限会社	代表取締役	村上 隆重	
十勝地区バス協会	事務局	寺山 康浩	
十勝地区バス労働組合連絡会	代表	久保 真司	
十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	議長	皆川 義則	
十勝地区ハイヤー協会	専務理事	塚本 俊二	
音更町商工会	事務局長	富田 秀彦	監査委員
音更町社会福祉協議会	常務理事	石川 満	
北海道運輸局帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	徳田 陽介	
北海道開発局帯広開発建設部	道路計画課長	小林 悟	
北海道十勝総合振興局地域創生部	地域政策課長	石山 大介	
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部	事業室事業課施設保全室長	木村 一人	
釧路方面帯広警察署	交通第一課長	高谷 政伸	
宝来地区町内会連合会	会長	竹内 昌宏	
南中士幌連絡協議会	会長	高田 智博	
音更町	副町長	宮原 達史	会長
音更町企画財政部	部長	大井 規彰	会長職務代理者
音更町保健福祉部	部長	深谷 邦彦	
音更町経済部	部長	重堂 真一	
音更町経済部	商工観光担当部長	月居 謙介	
音更町建設部	部長	高瀬 忠行	
音更町教育委員会事務局学校教育部	部長	高橋 規也	
(アドバイザー)			
北海道大学大学院工学研究院 土木工学部門社会資本計画学研究室	教授	岸 邦宏	
(事務局)			
音更町企画財政部企画課	企画課長	川村 義賢	事務局長
	企画調整係長	田副 修平	
	企画調整係主事	高木 裕人	
	企画調整係主事	塩越 あかり	
	企画調整係主事	石川 未歩	

議案第 1 号 音更町地域公共交通計画の令和 6 年度の進捗状況について

資料 1

1 施策の推進状況

(1) 【基本方針 1】 町民の移動ニーズに即したコミュニティバスの運行内容などの改善

No.	施策名	施策概要	取組の内容
施策①	コミュニティバスの 利便性向上	コミュニティバスの利便性向上を図るため、利用者のニーズに即して運行内容の改善を図ります。	<p>○市街地に住む町民の皆さんに係る通院や買物などの移動手段を確保するため、コミバスを運行するバス事業者に対して運行費を補助することにより、コミバスの維持・確保を図った。</p> <p>○令和 7 年 7 月からのルート・ダイヤ等の見直しを図るため、本協議会を通じてバス事業者を中心に関係機関と協議を進め、見直し案を決定した。</p>
施策②	高校生の通学に係る 移動手段の利便性向 上の検討	町内に在住する高校生の通学に係る移動手段の利便性向上を図るため、通学の移動実態や移動手段に対するニーズを把握し、限られた財政の中で実行可能な手法の検討などを行います。	○令和 6 年 7 月に、音更高校に通学する高校生を対象にしたアンケート調査を実施し、移動実態の把握や移動に係る困りごとなどの把握に努めた。

No.	施策名	施策概要	取組の内容
施策③	「道の駅おとふけ」への移動手段の充実に向けた検討	令和4年4月に「道の駅おとふけ」が移転開業し、その北側に整備される「なつぞら公園」を合わせた魅力発信エリアは、子どもから高齢者まで町民にとっても憩いの場となることから、既存の移動手段を活用して幅広い年代の町民が訪れることができるよう検討します。	○とちぎ帯広空港連絡バスが、本町の市街地3か所と道の駅おとふけを結ぶ形で延伸されたことで、道の駅おとふけへの移動手段の一つとして町民の皆さんなどに利用された。
施策④	より利便性の高い新たな移動手段に係る導入可能性の検討	AIやICTなどの最新技術を活用した新たな移動手段の開発が急速に進む現状を踏まえ、より利便性の高い公共交通ネットワークの構築を目指し、町民の移動ニーズに即した最新技術による新たな移動手段の導入可能性について検討します。	○AIデマンドバスなどの新たな移動手段等に関するオンライン研修会などに参加したほか、導入実績がある管外自治体へ現地視察するなど、情報収集に努めた。

(2) 【基本方針2】 散居形態にある農村部居住者の町内移動を支援する生活交通の維持と利便性の向上

No.	施策名	施策概要	取組の内容
施策⑤	農村部と市街地を結ぶ移動手段の継続的な運行	将来、利用需要の増加が見込まれる乗合タクシーの運行を継続するとともに、農村部における町内移動の更なる利便性向上を図るため、運行内容を改善します。	<p>○農村地域に住む町民の皆さんに係る通院や買物などの移動手段を確保するため、乗合タクシーを運行するタクシー事業者に対して運行費を補助するとともに、国のフィーダー系統補助金の交付も受けながら、乗合タクシーの維持・確保を図った。</p> <p>○コミバスのルート・ダイヤ等の見直し協議に伴い、乗合タクシーの乗降場所についても、本協議会を通じて関係機関と協議を進め、見直し案を決定した。</p> <p>○町内会向けに出前講座を行い、新規利用者の促進を図った。</p>

(3) 【基本方針3】 地域公共交通の利用促進に向けた町民の意識醸成

No.	施策名	施策概要	取組の内容
施策⑥	町民に対するわかりやすい情報提供の推進	<p>○公共交通になじみのない町民に向けて、わかりやすい情報提供を行うため、町内を運行する全ての公共交通を網羅しつつ、バスの手助けとなる情報が掲載されている音更町バスマップの更新や新たな媒体の作成などに取り組みます。</p> <p>○その他、利用しやすくわかりやすいコミュニティバス運行路線図の更新にも取り組みます。</p>	<p>○本町への転入者に対してコミバスの運行路線図を配布したほか、乗合タクシーのパンフレットとともに公共施設等に掲示するなど、既存の資料を有効活用しながら、広く公共交通の周知を行った。</p> <p>○令和6年8月に、農村地域予約制乗合タクシーの利用対象地域全戸にパンフレットを配布し、広く周知を図った。</p>

No.	施策名	施策概要	取組の内容
施策⑦	公共交通の利用につながるきっかけづくり	町民等が積極的に公共交通を利用するきっかけづくりとして、施策⑥のわかりやすい情報提供に加え、公共交通に関する勉強会の実施や実際に乗車していただく機会の提供などの取組を行います。	<p>○モビリティ・マネジメントの一環として、大人向けと子ども向けに路線バスの乗り方教室、コミバスの乗り方教室に加え、農村地域向けに乗合タクシーの乗り方教室を実施した。大人向けでは、公共交通の優位性などに関する講話のほか、路線検索や乗車体験を行い、子ども向けでは、動画などでバスの乗り方やマナーを学んだほか、バスの洗車体験や運転手のなりきり体験などを行うことで、公共交通やバスの運転手を身近に感じてもらい、公共交通の利用促進や運転手のなり手不足の解消などを図った。</p> <p>○上記の乗り方教室において、参加者全員にコミバスの無料乗車券を配布することで、実際にコミバスに乗車してもらうための機会も提供した。（※乗合タクシー教室では、乗合タクシー無料乗車券を配布）</p>

（４）【基本方針４】 町民の広域的な移動を支援する地域間幹線系統の維持

No.	施策名	施策概要	取組の内容
施策⑧	町民の広域的な移動の確保に向けた地域間幹線系統の維持	町外への通勤・通学、買物や通院などの広域的な生活交通の確保を目的に、地域間幹線系統の維持に努めます。	<p>○町外に通院や通学などをする人の移動手段を確保するため、国や道の補助制度に基づき、バス事業者に対して運行経費の一部を補助することで、地域間幹線系統である路線バスの維持・確保を図った。</p> <p>○振興局や管内市町村、公共交通事業者などで組織する北海道十勝地域公共交通計画推進協議会や生活交通確保対策協議会等において、十勝地域公共交通計画を推進しながら、運転手の確保等に取り組んだほか、路線バスの沿線市町村で運行の最適化などに向けた協議を進めるなど、十勝全体で路線バスの維持・確保に向けて取り組んだ。</p>

2 数値目標の達成状況

資料2

No.	評価指標	単位	区分	現況値	達成状況				
				R3	R5	R6	R7	R8	R9
1	コミュニティバスの延べ利用者数	人	目標値	—	31,300	32,600	33,900	35,200	36,500
			実績値	30,037	33,848	34,356			
			達成率	—	108.1%	105.4%			
2	コミュニティバスの満足度	%	目標値	—	75.0	75.5	76.0	76.5	77.0
			実績値	74.5	73.3	72.2			
			達成率	—	97.7%	95.6%			
3	乗合タクシーの延べ利用者数	人	目標値	—	850	900	950	1,000	1,050
			実績値	815	1,373	1,367			
			達成率	—	161.5%	151.9%			
4	乗合タクシーの利用のしやすさの満足度	%	目標値	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			実績値	100.0	95.7	100.0			
			達成率	—	95.7%	100.0%			
5	町内運行路線バスの延べ利用者数	人	目標値	—	1,029,600	1,095,200	1,160,800	1,226,400	1,292,000
			実績値	964,038	982,627	1,002,780			
			達成率	—	95.4%	91.6%			
6	路線バスの満足度	人	目標値	—	71.3	71.8	72.3	72.8	73.3
			実績値	70.8	70.7	67.4			
			達成率	—	99.2%	93.9%			
7	地域間幹線系統数	—	目標値	—	16路線17系統	16路線17系統	16路線17系統	16路線17系統	16路線17系統
			実績値	16路線17系統	16路線17系統	16路線17系統			
			達成率	—	100.0%	100.0%			

報告第1号 音更町コミュニティバスのルート・ダイヤ等見直し後の進捗状況について

令和7年度 免許返納者割引・コミバスの日利用者数

しらかば号（十勝バス）					
	運行日数	月間利用者数	免許返納者割引 利用者数	コミバスの日	平均利用者数 （1日当たり）
4月	30	1,509			50.3人
5月	31	1,534			49.5人
6月	30	1,393			46.4人
7月	31	1,359	191	32	43.8人
8月	31	1,469	202	95	47.4人
9月	30	1,524	226	74	50.8人
10月	31	0	0	0	0.0人
11月	30	0	0	0	0.0人
12月	31	0	0	0	0.0人
1月	29	0	0	0	0.0人
2月	28	0	0	0	0.0人
3月	31	0	0	0	0.0人
小計	363	8,788	619	201	48.0人

すずらん号（拓殖バス）					
	運行日数	月間利用者数	免許返納者割引 利用者数	コミバスの日	平均利用者数 （1日当たり）
4月	30	1,473			49.1人
5月	31	1,558			50.3人
6月	30	1,482			49.4人
7月	31	1,365	102	41	44.0人
8月	31	1,421	184	81	45.8人
9月	30	1,446	202	57	48.2人
10月	31	0	0	0	0.0人
11月	30	0	0	0	0.0人
12月	31	0	0	0	0.0人
1月	29	0	0	0	0.0人
2月	28	0	0	0	0.0人
3月	31	0	0	0	0.0人
小計	363	8,745	488	179	47.8人

合計	363	17,533	1,107	380	47.9人
----	-----	--------	-------	-----	-------

資料4

報告第1号 音更町コミュニティバスのルート・ダイヤ等見直し後の進捗状況について

新設バス停別利用者数（9月分）

番号	停留所名	1便		2便		3便		小計		合計	
		乗り	降り	乗り	降り	乗り	降り	乗り	降り	利用者数	利用割合
11	柳町北区西	7	0	3	7	0	4	10	11	21	0.35%
35	老人ホーム前	13	2	3	12	0	2	16	16	32	0.54%
63	こすもす公園前	13	3	3	9	0	4	16	16	32	0.54%
68	鳳乃舞音更前	0	8	0	15	15	1	15	24	39	0.66%
75	木野大通12丁目	0	36	7	45	8	6	15	87	102	1.72%
76	マックスバリュ前	18	41	47	27	36	7	101	75	176	2.96%
77	みんなのクリニック前	17	11	2	3	2	2	21	16	37	0.62%
126	とがち皮膚科、内科、 泌尿器科前	0	10	1	3	1	2	2	15	17	0.29%
	合計（新設バス停のみ）	68	111	66	121	62	28	196	260	456	7.68%
	コミバス利用者合計（9月）	1,185	1,185	1,270	1,270	515	515	2,970	2,970	5,940	

※しらかば号、すずらん号合計

報告第 2 号 帯広圏広域公共交通事業について

1 背景、目的

帯広圏の公共交通について、路線バスでは、利用者の減少による事業者の収益低下や物価高騰等による運行経費の増加のほか、運転手不足等の課題を抱えており、路線バスを補完する交通手段として運行しているコミュニティバスや予約制乗合タクシー等においても、運転手不足等の課題がある。

こうした課題は、高齢化の進行と相まって今後より一層深刻化していくおそれがあることから、帯広圏デジタル化推進構想に基づく「ウェルビーイングエリア～住民の幸せにつながるデジタル化～」も踏まえ、1市3町での広域連携による持続可能な公共交通の在り方を調査・検討し、他分野と連携しながら公共交通サービスを向上させることを目的とする。

2 経過

令和 6 年度から、1市3町において、公共交通の利便性向上に向けた課題の共有を図りながら、担当者間での検討などを始めており、令和 7 年 6 月に、国土交通省「地域生活圏形成リーディング事業（調査業務）」の採択を受けたことから、この事業を活用し、帯広圏の公共交通の利便性向上に向けた取組を実施しようとするものである。

3 取組の概要

(1) 活用する補助事業

国土交通省「令和 6 年度 地域生活圏形成リーディング事業（調査業務）」

(2) 事業内容

- ア 1市3町における人流等の調査・分析（スマホアプリの位置情報等の活用）
- イ 人流データ等に基づく公共交通の現状や課題の整理
- ウ 既存交通サービスの改善方策や地域に即した交通サービスの導入の検討・企画
- エ 医療関係等の他分野との連携を含めた、持続可能な交通体制の構築の検討・企画

(3) 実施体制

帯広圏広域都市計画協議会から調査事業者に業務を委託して実施する。

なお、この事業の推進は、新たに組織する帯広圏官民連携プラットフォーム※において行う予定であり、このプラットフォームにおいて調査事業者からの報告等を踏まえた検討を進める。

※ プラットフォーム構成メンバー：帯広圏広域都市計画協議会（帯広市、音更町、芽室町、幕別町、北海道）、十勝地区バス協会、十勝地区ハイヤー協会等

※ 委託事業者 株式会社ネクストモビリティ

(4) 事業期間

令和 7 年 9 月～令和 8 年 2 月 27 日

(5) 事業費

2,820 万円（消費税込）

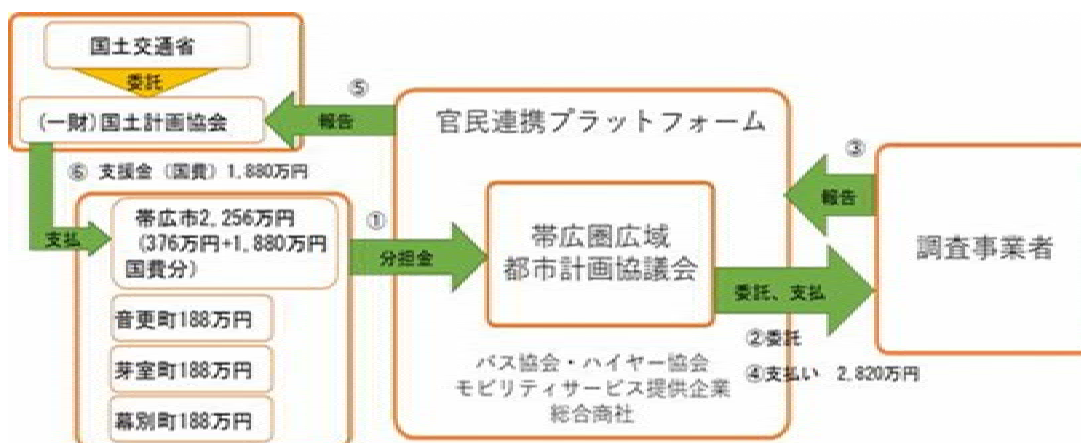
【内訳】

○国費 1,880 万円

○市町負担金 940 万円（帯広市 376 万円、3町 各 188 万円）

※ 帯広圏広域都市計画協議会の負担割合による。

【事業費の流れ】



(6) 想定する事業成果

- 客観的データによる帯広圏の移動ニーズの可視化
 - 客観的データに基づく、既存の公共交通の利便性向上策のほか、新しい交通サービスの必要性等の整理
- ※ この事業の成果を基に、次年度以降の具体的な取組を検討していく。

4 地域生活圏形成リーディング事業の概要

別紙 第1回定例会資料のとおり

地域生活圏形成リーディング事業(調査業務) 第1回定例会

令和7年7月
国土交通省国土政策局
総合計画課

- 地方公共団体における人的、財政的な制約の拡大が懸念される中、公共性の高い生活サービスの提供を、これまでのように**行政主導のみでは限界**。可能な限り**地域づくりに貢献する民間主体に様々な活動・サービスを委ねていく民主導の官民連携による地域経営の発想への転換**が必要。
- 生活に身近なコミュニティを基礎的な単位としつつ、**市町村界にとらわれず、官民のパートナードシップにより、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏**を形成。
- 地域の資源を最大限活用しながら地域の稼ぐ力を向上し、地域経済循環を構築することにより持続可能なサービスを提供する**先進的な取組を参考に、いわゆるローカルマネジメント法人※**の創出につなげることが必要。

※ 社会性(地域課題解決)と経済性(事業経営や地域経済の好循環)の両立を図りつつ、日常生活サービスの提供を横断的かつ長期的に担う民間の事業実施主体等。

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがあるため、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③行政区域にとらわれない「地域の連携」の観点から、リアル空間の質的向上により「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である**地域経営主体の育成が急務**である。
- このため、地域課題の解決と地域の魅力向上を図り、**日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成に資する先導的な取組**に対して**事業実施に係る費用の支援等**を行うことにより、**地域の多様なステークホルダーから構成される地域経営主体の育成**を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「**地域生活圏**」の形成を強力に推進し、**地方創生の早期実現**を図る。

地域生活圏形成リーディング事業（当初・補正）

「共」の視点からの地域経営により、日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供を目指す事業

- 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる取組に対して支援を行う。

【支援対象者】

共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会
※都道府県の参画が必須

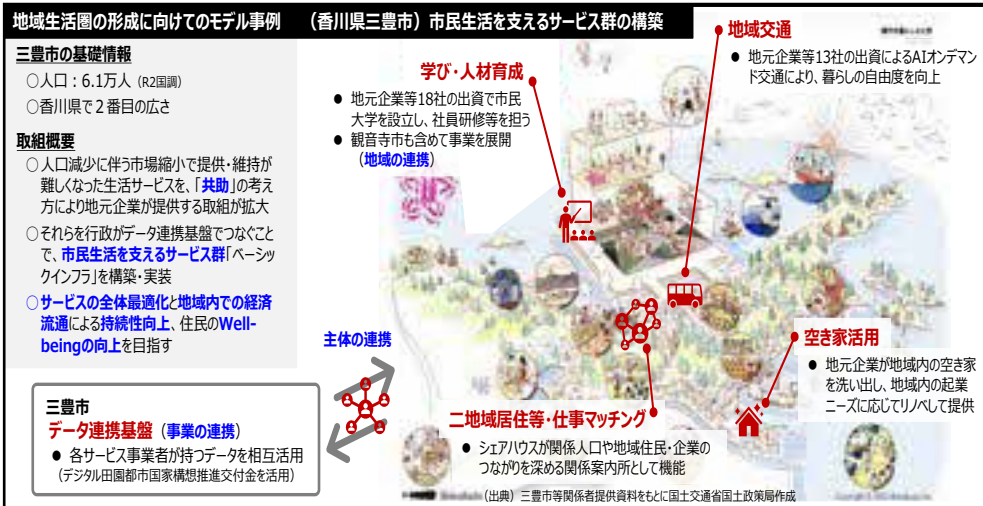
【支援対象経費】

- ・ 「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
- ・ 日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ・ 「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費、人材育成費等）
※複数分野の連携を前提

【補助率・上限額】

- ・ ポイント①及び②を満たす主体：支援対象経費の1/2
- ・ ポイント①～③の全てを満たす主体：支援対象経費の2/3
※官民連携は必須、双方ともに上限3,000万円

地域生活圏の形成に向けてのモデルとなる地域



取組の拡大、運営体制の強化、自走化への支援※1

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとらわれない「**地域の連携**」

※1 新しい地方経済・生活環境創生交付金との連携など、関係府省が一体となって政策パッケージによる伴走支援を実施

骨太方針2024（抜粋）

広域・多分野・官民の連携による地域生活圏の構築・展開を推進するとともに、地域経済の循環に向け自立した地域経営主体の育成に取り組む。

概要

地域課題の解決と地域の魅力向上を図り、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成に向けて、**地域経営主体の育成の観点から**、官民連携プラットフォーム(PF)が行う先導的な取組を支援

① 北海道帯広市・音更町・幕別町・芽室町

【PF名】帯広圏官民連携プラットフォーム(代表:帯広市)

【事業名】帯広圏における公共交通と医療連携による移動サービス調査検討事業

【概要】帯広圏における医療機関へのアクセス確保等のため、人流データ、公共交通の利用状況、医療機関へのアクセス状況等を把握・分析し、地域の実情に即した持続可能な公共交通サービス及び運営体制を検討。

② 北海道厚真町・むかわ町

【PF名】北海道共助型困りごと解決プラットフォーム協議会(代表:ミーツ株式会社)

【事業名】北海道共助型困りごと解決プラットフォームによる「くらしをつなぐ」共助モデル構築事業

【概要】コープさっぽろと連携し、道内へのプラットフォームの横展開を図るため、地域共助活動ログを地域の資源データとして収集・分析するとともに、プラットフォーム事業者間の連携深化に向けた検討や住民向けワークショップ等を実施。

③ 静岡県三島市・長泉町、神奈川県箱根町

【PF名】県境を超えた「産金官」が担い手・ノウハウ不足を解決し続ける人材基盤構築プロジェクト(代表:合同会社うさぎ企画)

【事業名】県境を超えた「産金官」が、すまい×なりわい×コミュニティを横断し、担い手不足を解決し続ける人材基盤構築の調査事業

【概要】産金官が緊密に連携し、複業人材の地域定着化に向けて、複業人材や地域企業のニーズに対応する総合窓口を開設するとともに、複業人材定着化による事業承継等の解決可能性やファイナンス面等での課題調査などを実施。

④ 鳥取県米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町

【PF名】鳥取県西部地域官民連携プラットフォーム(代表:鳥取県西部地域振興協議会事務局(米子市))

【事業名】鳥取県西部地域における地域生活圏形成事業

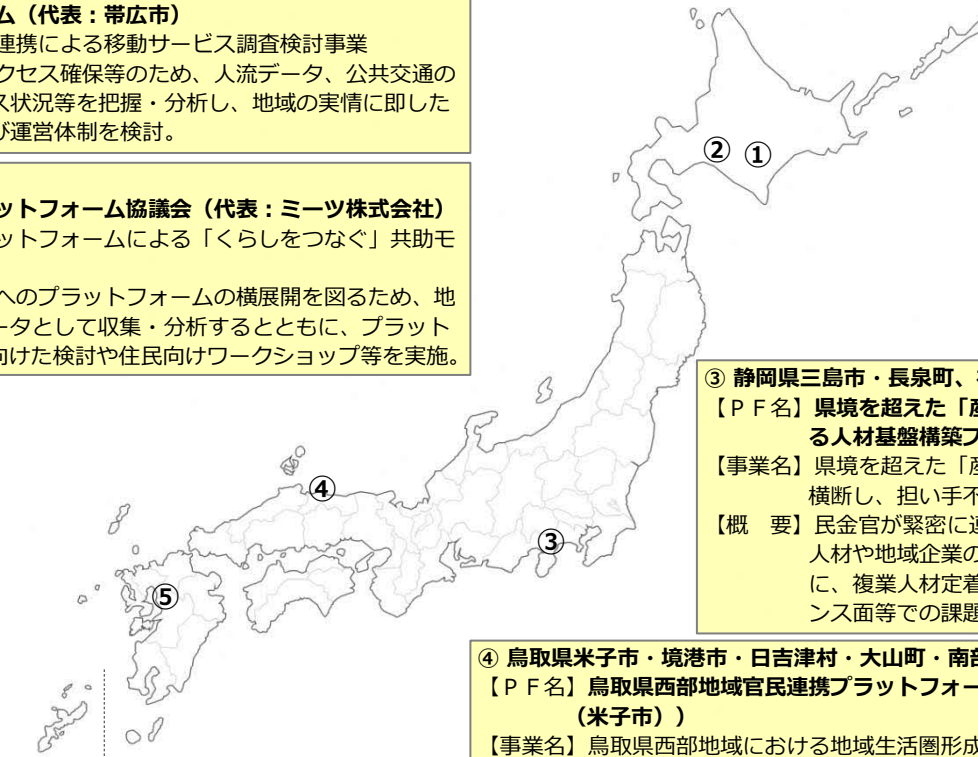
【概要】地域全域にわたる課題傾向を定量的に掴み、住民ニーズに基づく生活サービスを提供する推進体制を構築するため、県西部全域を対象に地域幸福度調査を実施するとともに、事業構想ワークショップの開催等を通じビジョン・事業計画策定等を行う。

⑤ 熊本県荒尾市

【PF名】有明沿岸+市民アライアンス(代表:一般社団法人のあそびlabo.)

【事業名】ウェルネス共創プロジェクト「ARAO WELL-BRIDGE」～人・空間・想いを活かす、コミュニティアセット型地域生活圏形成の挑戦～

【概要】地域資源の有効活用と担い手の確保に向け、官民連携体制を強化するため、行政・市民団体・大学・関係機関等で構成する検討会を開催するとともに、地域資源や住民ニーズを把握するための調査等や、空き家の利活用等をテーマとしたセミナー等を実施。



一次公募において5件を採択

二次公募をR7年6月27日～8月25日の期間で実施

- ② 一次公募採択を公表した6/27、同日に二次公募を開始しております。（次頁参照）

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000261.html



- ③ 一次公募採択後、応募書類に記載の取組事項に加え、更に追加的に取り組みたい事項が生じた場合には、二次公募の採択との兼ね合いも考慮しつつ、柔軟に増額に対応したいと考えています。

まずは事務局まで御相談ください。

- ④ 取組実施に当たっては、国土審議会 推進部会 地域生活圏専門委員会 とりまとめ報告書（特に、概要資料P.7[次々頁]、報告書本文P.57～）も御参照いただきたい。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/kokudo03_sg_000305.html



○ 地域課題の解決と地域の魅力向上を図り、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成に向け、その担い手となる地域の多様なステークホルダーから構成される「**地域経営主体**」が行う**先導的な取組に対する支援**を行う。

支援対象者

「共助」・「共創」の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、**官民連携プラットフォーム**（※）

（※）取組主体の団体名における「官民連携プラットフォーム」の名称の使用、共同事業体や別会社の設立、法人格の取得等を必ずしも求めるものではなく、**官民による共同応募等連携体制が担保されていることが明らかであれば足る**。ただし、いずれの場合であっても、民間団体に加え、都道府県・市町村（特別区を含む）の双方の参画を必須とする。

支援対象経費・支援額

（支援対象経費）

- ① 「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、会議開催等に要する経費
- ② 日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ③ 「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費、人材育成費等）

※取組実施期間を超えて所有する施設・設備の建設・整備費や備品の購入費など、支援対象外の経費あり

【事業イメージ例】

- 既存の官民連携プラットフォームが他分野との事業連携を図る場合や、官民の共同出資により企業を新たに立ち上げ複数分野にまたがるサービスを提供しようとする場合における関係者の調整・合意形成
- 暮らしに必要なサービスの現在の提供状況把握のための各種統計データ等の収集・分析
- 新たなサービスの提供に向けた実証調査の計画策定、実施及び結果分析
- 他分野との事業連携のための既存システムの改修
- 新たなサービスの提供に伴う人材育成のための研修・講習会

等

（支援額）

- ・ポイント①及び②を満たす主体：支援対象経費の1/2以内
- ・ポイント①～③の全てを満たす主体：支援対象経費の2/3以内

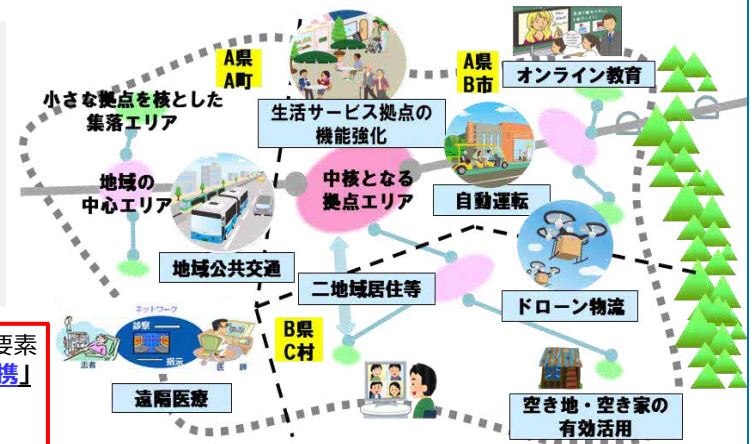
※双方ともに上限3,000万円。

※公募申請時にポイント①は必須であるが、本調査を通じ、これからポイント②又はポイント③に取り組むとする場合も、「見込み」として要件を満たす。

※ポイント③は、市町村又は都道府県の境界を超える取組の場合に該当（必ずしも隣接である必要はない）

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとられない「**地域の連携**」



地域生活圏の形成イメージ

スケジュール

（公募期間）令和7年6月27日（金）～8月25日（月）

（採択時期）令和7年9月中旬（目処）

（実施期間）採択時期から令和8年2月27日（金）まで（実施期間末日までに事業完了及び実績報告（精算申請を含む。）を行うこと。）

※今回の募集に対する応募の状況等を踏まえて、予算枠に余裕がある場合は追加公募を検討する可能性がある。

※公募の詳細については、「令和6年度 地域生活圏形成リーディング事業（調査業務）募集要領（二次募集）」を参照のこと。

先進事例にみる地域生活圏形成に必要な要件(報告書P.57-) ~「人と国土のリデザイン」~

(1) 地域生活圏の捉え方 ・市町村界を越えて日常の生活実感や経済活動のまとまりを有する圏域を「 地域生活圏 」と観念し、これからの地域社会の新しい 原単位 と捉える。 ・都市部と農山漁村部の 一体的圏域の形成 を目指す。	(2) 地域の構想(ビジョン)と「場」づくり 民間事業者が中心となり、地元自治体・地域金融機関・大学等が連携して、 地域生活圏の圏域内で目指すべき姿の構想(ビジョン) や具体的な事業の実施等の方向性を意思決定する「 場 」を構築。	(3) 事業の実施主体・事業計画 「社会性」と「経済性」の両立を図りつつ地域課題解決に取り組む、 民間事業者(=ローカルマネジメント法人) が、 プロジェクトごとに事業計画を策定 。	(4) 事業に対する国及び自治体の評価 当該事業の「 社会性 」(地域課題解決や生活関連サービスの持続性)を「 公共貢献 」と捉え、地方振興に資するものとして、事業計画を積極的に 評価する仕組みを構築 。
---	---	---	---

(5) ローカルマネジメント法人への支援の枠組み

- ①「**公共貢献**」の評価とインセンティブ措置
・民間事業等の「公共貢献」を国等が評価し、**事業に対する各種インセンティブ**(観光・空き地・空き家の活用を促進する補助金等の優先採択/土地・建物の利活用手続きの規制緩和/農山漁村の地域資源の利活用促進/地域の地場企業や大企業、スタートアップ企業等が事業参画しやすくなる税制優遇/新たな表彰制度の創設) **を付与する支援の枠組みを検討し、関係省庁等の予算制度と連携し、「公共貢献」に対するインセンティブ措置としてパッケージ化**。
- ②ファイナンス
・**公的資金を呼び水とした支援策**(地方創生に資する金融支援やファンド等の活用による民間投資の呼び込み)や、国による社会的インパクトの可視化に資する方策など**事業実施に必要な投資を呼び込みやすくする環境を整備**。
・投資家と事業実施主体とのマッチングやコーディネートを行う観点から、政府系金融機関、地域金融機関、民間の地方創生ファンド等も巻き込んだ**官民プラットフォーム(=「地方創生ファンドプラットフォーム」(仮称))の創設**。
- ③人材の育成・確保とコミュニティづくり
・プロフェッショナル人材の地方への環流促進、**二地域居住**の人材ニーズとのマッチング、産官学共創のコミュニティづくり(テストベッドやリビングラボなど)
・「公共貢献」につながる事業を構想できる**プロフェッショナル人材育成の地域のコミュニティとして、官民プラットフォーム(=「地方創生人材育成プラットフォーム」(仮称))の創設**。
- ④関係省庁と連携したワンストップ体制の構築等
・地域の現場に至るまで、地域生活圏の形成のための事業を実施しようとする**民間事業者や自治体などからの相談に省庁横断的にワンストップで対応できる体制の構築**。
- ⑤ソフト・ハードの**一体支援** 買い物、地域交通、医療などのサービスと社会資本整備について、支援対象期間等を含め、一体的に支援。
- ⑥**デジタル公共財**の活用との連携 各種主体が保有するデータの共有化等
- ⑦**社会資本の整備等との連携** 上下水道機能の確保、グリーンインフラなど自然資本の活用等

(6) 「地域力を活かす」国土形成の理念の再構築(リデザイン)とその実践

- ・個々人が楽しく生き生きと安心して暮らし続けるために、「**共助**」の活動を通じた一人ひとりのつながりや**新たなコミュニティ**を生み出す関係性の連鎖により、**将来不安や孤独感を解消**。
- ・広域レベルの都市機能から地域のコミュニティ機能までの**重層的な生活・経済圏域が各階層間で相互に機能を補完**。
- ・政府は、まず「**官民プラットフォームの創設**」(ファンド/人材)に向けた検討に取りかかり、既存の予算事業等の利活用により、**ローカルマネジメント法人に対する実証支援、社会的インパクトの可視化に着手**。→その後、既存制度等を活用した概念実証も踏まえ、**新たな制度の再構築(リデザイン)**の検討を行う。